

令和元年度東京都税制調査会 第2回 小委員会

「1 個人所得課税に関する資料」

令和元年 7 月 1 6 日

「1 個人所得課税に関する資料」 目次

資料名	頁
所得の種類と課税方法	1
個人住民税と所得税の概要①②	2
所得計算の方法	4
個人住民税所得割の計算の仕組み	5
所得控除の概要	6
個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（平成29年度税制改正）	7
控除額を納税者本人の所得に応じて逡減・消失させていく仕組み	8
配偶者控除・配偶者特別控除の見直しに伴う調整控除の取扱い	9
個人所得課税の見直し（平成30年度税制改正）	10
給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替（平成30年度税制改正）	11
給与所得控除の見直し①②（平成30年度税制改正）	12
公的年金等控除の見直し（平成30年度税制改正）	14
基礎控除の見直し（平成30年度税制改正）	15
所得控除方式と税額控除方式の比較	16
個人住民税（所得割）、所得税の税率構造	17
個人住民税の非課税の範囲	18
個人住民税の課税最低限と非課税限度額	19
平成29年度東京都税制調査会答申（個人住民税に関する部分抜粋）	20
平成31年度税制改正大綱（個人所得課税改革に関する部分抜粋）	21

所得の種類と課税方法

種類	概要	課税方法
事業所得 (営業等・農業)	商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得	総合
	事業規模で行う、株式等を譲渡したことによる所得や先物取引に係る所得	申告分離
不動産所得	土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得	総合
利子所得	国外で支払われる預金等の利子などの所得	総合
	特定公社債の利子などの所得 (確定申告不要制度あり)	申告分離
	預貯金の利子などの所得	源泉分離
配当所得	法人から受ける剰余金の配当、公募株式等証券投資信託の収益の分配などの所得 ※申告分離課税を選択したものを除く。(確定申告不要制度あり)	総合
	上場株式等に係る配当等、公募株式等証券投資信託の収益の分配などで申告分離課税を選択したものの所得 (確定申告不要制度あり)	申告分離
	特定目的信託(私募のものに限る。)の社債的受益権の収益の分配などの所得	源泉分離
給与所得	俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	総合
雑所得	公的年金等 国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、恩給、一定の外国年金などの所得	
	その他 原稿料や講演料、生命保険の年金など他の所得に当てはまらない所得 業(事業規模を除く。)として行う、株式等を譲渡したことによる所得や先物取引に係る所得	
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得	総合
	土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得 ※株式等の譲渡については事業所得、雑所得となるものを除く。	申告分離
一時所得	生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得	総合
	保険・共済期間が5年以下の一定の一時払養老保険や一時払損害保険の所得など	源泉分離
山林所得	所有期間が5年を超える山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	申告分離
退職所得	退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得	

注 国税庁ホームページより作成。

個人住民税と所得税の概要

○均等割及び所得割

区分	個人住民税	所得税																																																												
課税主体	賦課期日（1月1日）現在の住所地の区市町村及び都道府県	国																																																												
納税義務者	①区市町村・都道府県内に住所を有する個人 （均等割・所得割） ②区市町村・都道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人 （①に該当する者を除く）（均等割）	日本国内に住所又は居所を有する個人等																																																												
課税方式	賦課課税方式（市町村が税額を計算、確定）	申告納税方式（納税者又は源泉徴収義務者の申告、年末調整により、税額を確定）																																																												
課税標準	（所得割）前年中の所得金額	現年の所得金額																																																												
税率	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">所得割</td> <td colspan="3"><総合課税分></td> </tr> <tr> <td colspan="3">標準税率</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>市町村</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>一律</td> <td>4%</td> <td>6%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">均等割</td> <td colspan="3"><分離課税分></td> </tr> <tr> <td colspan="3">（例）課税長期譲渡所得金額</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>市町村</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>一律</td> <td>2%</td> <td>3%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>標準税率（年額）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">都道府県</td> <td colspan="2">1,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市町村</td> <td colspan="2">3,500円</td> </tr> </table>	所得割	<総合課税分>			標準税率			都道府県	市町村	合計	一律	4%	6%	10%	均等割	<分離課税分>			（例）課税長期譲渡所得金額			都道府県	市町村	合計	一律	2%	3%	5%			標準税率（年額）		都道府県		1,500円		市町村		3,500円		<table border="1"> <tr> <td>課税総所得金額等</td> <td>税率</td> <td>課税長期譲渡所得金額</td> <td>税率</td> </tr> <tr> <td>195万円以下</td> <td>5%</td> <td rowspan="7">一律</td> <td rowspan="7">15%</td> </tr> <tr> <td>330万円以下</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>695万円以下</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>900万円以下</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td>1,800万円以下</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円以下</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>45%</td> </tr> </table>	課税総所得金額等	税率	課税長期譲渡所得金額	税率	195万円以下	5%	一律	15%	330万円以下	10%	695万円以下	20%	900万円以下	23%	1,800万円以下	33%	4,000万円以下	40%	4,000万円超	45%
所得割	<総合課税分>																																																													
	標準税率																																																													
	都道府県		市町村	合計																																																										
	一律	4%	6%	10%																																																										
均等割	<分離課税分>																																																													
	（例）課税長期譲渡所得金額																																																													
	都道府県	市町村	合計																																																											
	一律	2%	3%	5%																																																										
		標準税率（年額）																																																												
都道府県		1,500円																																																												
市町村		3,500円																																																												
課税総所得金額等	税率	課税長期譲渡所得金額	税率																																																											
195万円以下	5%	一律	15%																																																											
330万円以下	10%																																																													
695万円以下	20%																																																													
900万円以下	23%																																																													
1,800万円以下	33%																																																													
4,000万円以下	40%																																																													
4,000万円超	45%																																																													
所得控除	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除…令和2年度分まで：33万円、令和3年度分以後：最高43万円 配偶者控除…平成30年度分まで：33万円、令和元年度分以後：最高33万円 扶養控除…33万円 特定扶養控除…45万円 等 	<ul style="list-style-type: none"> 同左…令和元年分まで：38万円、令和2年分以後：最高48万円 “ ” …平成29年分まで：38万円、平成30年分以後：最高38万円 “ ” …38万円 “ ” …63万円 等 																																																												
課税最低限	夫 婦 子 2 人 の 給 与 所 得 者 （ 子 の う ち 一 人 が 一 般 扶 養 控 除 、 一 人 が 特 定 扶 養 控 除 の 対 象 ） 270万円	325万円																																																												
税額控除	（二重負担を調整する主旨のもの） ・ 配当控除 ・ 外国税額控除 ・ 配当割額控除 ・ 株式等譲渡所得割額控除 （税源移譲に伴う調整） ・ 調整控除 ・ 住宅借入金等特別控除 （その他） ・ 住宅借入金等特別控除 ・ 寄附金税額控除	・ 配当控除 ・ 外国税額控除 ・ 住宅借入金等特別控除 ・ 試験研究を行った場合の特別控除 等																																																												
税収 （平成28年度 決算額）	12兆4,908億円 （均等割：3,342億円、所得割：11兆9,197億円、利子割：445億円 配当割：1,282億円、株式等譲渡所得割：765億円）	17兆6,111億円																																																												
納税義務者数	均等割；6,230万人、所得割；5,759万人	5,353万人																																																												

注1 総務省ホームページ「個人住民税の概要」より作成。

2 復興財源確保のため、平成26年度から令和5年度までの各年度分の均等割の標準税率について、年1,000円（都道府県分500円、市町村分500円）引き上げている。

3 納税義務者数は、「平成29年度市町村税課税状況等の調」による。

個人住民税と所得税の概要

○利子割、配当割及び株式等譲渡所得割

	利子割	配当割	株式等譲渡所得割
①課税主体	都道府県		
②納税義務者	利子等の支払を受ける者 (都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。)	一定の上場株式等の配当等及び特定口座外の割引債の償還金の差益金額(特定配当等)の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)	所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収選択口座)における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)
③課税標準	支払を受けるべき利子等の額	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額(特定株式等譲渡所得金額)
④税率	個人住民税5%(所得税15%)	個人住民税5%(所得税15%)	個人住民税5%(所得税15%)
⑤徴収方法等			
・特別徴収義務者	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関	特定配当等の支払をする株式の発行会社等又は支払を取り扱う金融証券会社等	源泉徴収口座を開設している金融証券会社等
・納入先	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県	特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県	その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県
・納入方法	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	その支払の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入
⑥所得割との調整	(申告不可のため所得割との調整はない)	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除(特定配当等については総合課税で申告した場合には、配当控除も適用)	
⑦交付金	各収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付		
⑧税収	445億円(28年度決算額)	1,282億円(28年度決算額)	765億円(28年度決算額)

注1 総務省ホームページ「個人住民税の概要」より作成。

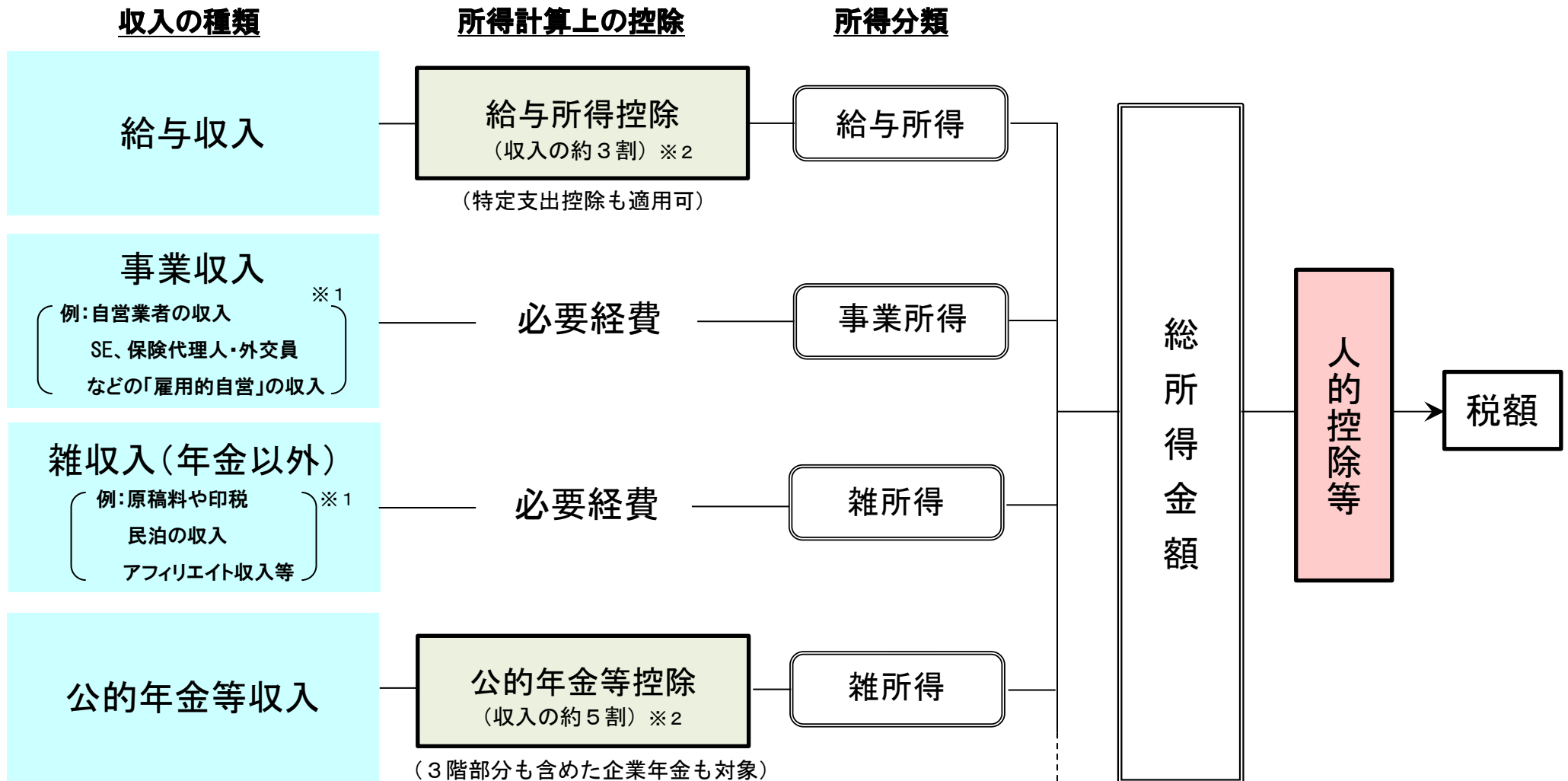
2 平成22年1月1日より、源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算が可能となり、当該配当に係る配当割については、翌年の1月10日までに、当該配当の支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に対して納入されることとされた。

3 平成25年度改正により公社債等に係る課税方式の変更及び金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行っている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

4 平成25年度改正により法人に係る利子割を廃止し、併せて法人税割額からの利子割の控除を廃止することとしている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

所得計算の方法

○ 給与や年金には収入類型に応じた特別の「所得計算上の控除」が存在しており、働き方や収入の稼得形態によって所得計算の方法が異なっている。

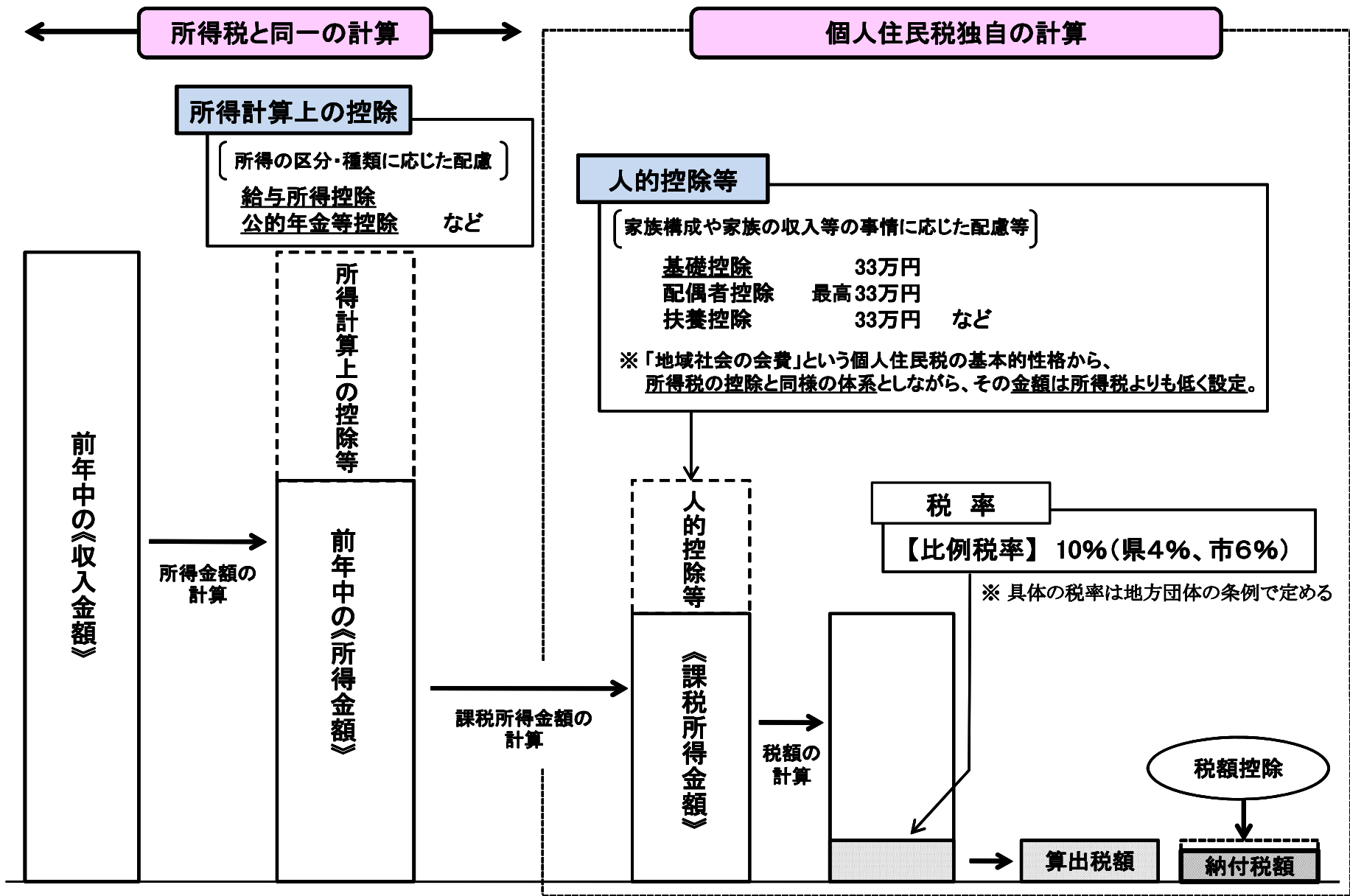


(※1) 上記の例示はあくまで一般的な職種を示したものであり、実際の所得区分は異なりうることに留意。

(※2) 各控除の総額を給与収入又は公的年金等収入の総額で除したものであり、個々の納税者に適用される控除割合とは異なる。

注 政府税制調査会資料(2017年10月23日)より抜粋。

個人住民税所得割の計算の仕組み



注 総務省資料より作成。

所得控除の概要

種類	創設年		控除額		対象		
	所得税	個人住民税	所得税	個人住民税			
基礎的な人的控除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	昭和37年度 (1962年度)	38万円(注3)	33万円(注3)	本人	
	配偶者控除					生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下(注4)である配偶者(控除対象配偶者)を有する者	
		一般の控除対象配偶者	昭和36年 (1961年)	昭和41年度 (1966年度)	【最高】38万円	【最高】33万円	年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者
		老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	昭和56年度 (1981年度)	【最高】48万円	【最高】38万円	年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者
	配偶者特別控除	昭和62年 (1987年)	昭和63年度 (1988年度)	最高38万円	最高33万円	生計を一にし、かつ、年間所得が38万円超76万円未満【38万円超123万円以下】(注5)である配偶者を有し、本人の年間所得が1,000万円以下である者	
	扶養控除						生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下(注4)である親族等を有する者
		一般の扶養親族	昭和25年 (1950年)	昭和37年度 (1962年度)	38万円	33万円	年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者
		特定扶養親族	平成元年 (1989年)	平成2年度 (1990年度)	63万円	45万円	年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者
		老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	昭和48年度 (1973年度)	48万円	38万円	年齢が70歳以上の扶養親族を有する者
特別な人的控除	障害者控除			27万円	26万円	① 障害者である者 ② 障害者である控除対象配偶者または扶養親族を有する者	
		(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	昭和43年度 (1968年度)	40万円	30万円	① 特別障害者である者 ② 特別障害者である控除対象配偶者または扶養親族を有する者
		(同居特別障害者控除)	昭和57年 (1982年)	平成24年度 (2012年度)	75万円	53万円	特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	昭和37年度 (1962年度)	27万円	26万円	① 夫と死別した者で、かつ年間所得が500万円以下である者 ② 夫と死別または離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	
	寡夫控除	昭和56年 (1981年)	昭和57年度 (1982年度)	27万円	26万円	妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有し、かつ、年間所得が500万円以下である者	
	勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	昭和37年度 (1962年度)	27万円	26万円	本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等で、年間所得が65万円以下(注6)かつ給与所得等以外が10万円以下である者	
その他控除	雑損控除	昭和25年 (1950年)	昭和37年度 (1962年度)	次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失額+災害関連支出額)-年間所得金額×10% ② 災害関連支出額-5万円		① 住宅家財等について災害、盗難、横領による損失を生じた場合 ② 災害関連支出額がある場合	
	医療費控除	昭和25年 (1950年)	昭和37年度 (1962年度)	(支払った医療費)-(年間所得金額)×5% ※10万円超の際は10万円		納税者又は納税者と生計を一にする配偶者等の医療費を支払った場合	
	社会保険料控除	昭和27年 (1952年)	昭和37年度 (1962年度)	支払った社会保険料の額		社会保険料を支払った場合	
	小規模企業共済等掛金控除	昭和42年 (1967年)	昭和43年度 (1968年度)	支払った掛金の額		小規模企業共済掛金等を支払った場合	
	生命保険料控除	昭和26年 (1951年)	昭和37年度 (1962年度)	最高各4万円(注7)	最高各2.8万円(注7)	一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合 ※所得税の合計適用限度額は12万円、個人住民税の合計適用限度額は7万円	
	地震保険料控除	平成19年 (2007年)	平成20年度 (2008年度)	最高5万円	最高2.5万円	地震保険料を支払った場合	
	寄附金控除	昭和37年 (1962年)	平成2年度 (1990年度)	次のいずれか低い方の金額 ①特定寄附金の合計 ②年間所得金額×40%)-2千円		税額控除あり	

注1 財務省ホームページ等をもとに作成。

注2 【】は平成30年分・令和元年分の所得税、令和元年度分・令和2年度分の個人住民税について適用(平成29年度税制改正)。

注3 令和2年分以後の所得税、令和3年度分以後の個人住民税については以下のとおり(平成30年度税制改正)。
 <所得税> 合計所得金額 2,400万円以下：48万円、2,400万円超2,450万円以下：32万円、2,450万円超2,500万円以下：16万円、2,500万円超：0円
 <個人住民税> 合計所得金額 2,400万円以下：43万円、2,400万円超2,450万円以下：29万円、2,450万円超2,500万円以下：15万円、2,500万円超：0円

注4 令和2年分以後の所得税、令和3年度分以後の個人住民税については、「48万円以下」(平成30年度税制改正)。

注5 令和2年分以後の所得税、令和3年度分以後の個人住民税については、「48万円超133万円以下」(平成30年度税制改正)。

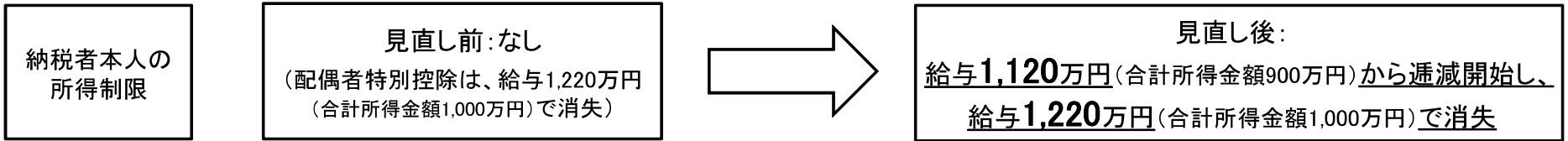
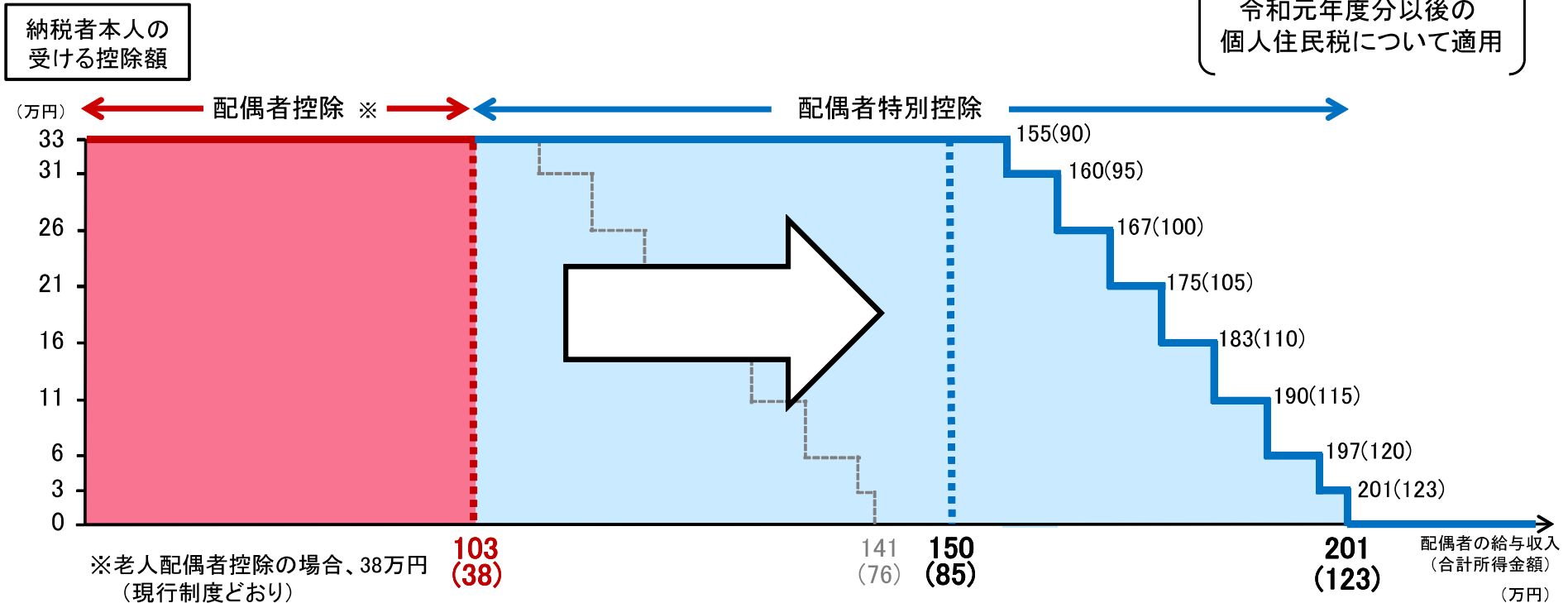
注6 令和2年分以後の所得税、令和3年度分以後の個人住民税については、「75万円以下」(平成30年度税制改正)。

注7 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除額である。

個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（平成29年度税制改正）

○ 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額が900万円以下の場合）

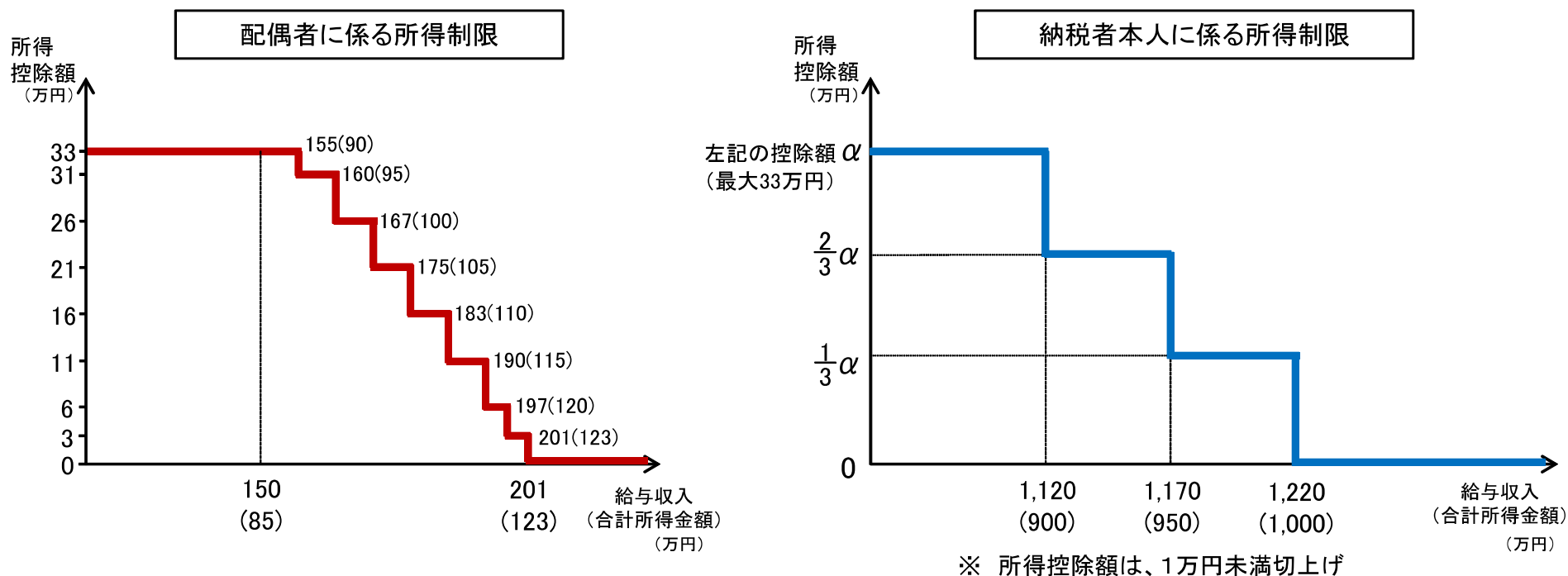
（令和元年度分以後の個人住民税について適用）



(注) 納税者本人の給与収入 (合計所得金額) が1,120万円 (900万円) 超1,220万円 (1,000万円) 以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入 (合計所得金額) が1,120万円 (900万円) 以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入 (合計所得金額) が、①1,120～1,170万円 (900～950万円) の場合には、その控除額の2/3、②1,170～1,220万円 (950～1,000万円) の場合には、その控除額の1/3とし、③1,220万円 (1,000万円) を超える場合には消失することとする。(控除額は1万円未満切上げ)

○ 今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる令和元年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

控除額を納税者本人の所得に応じて逡減・喪失させていく仕組み



配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位: 万円)

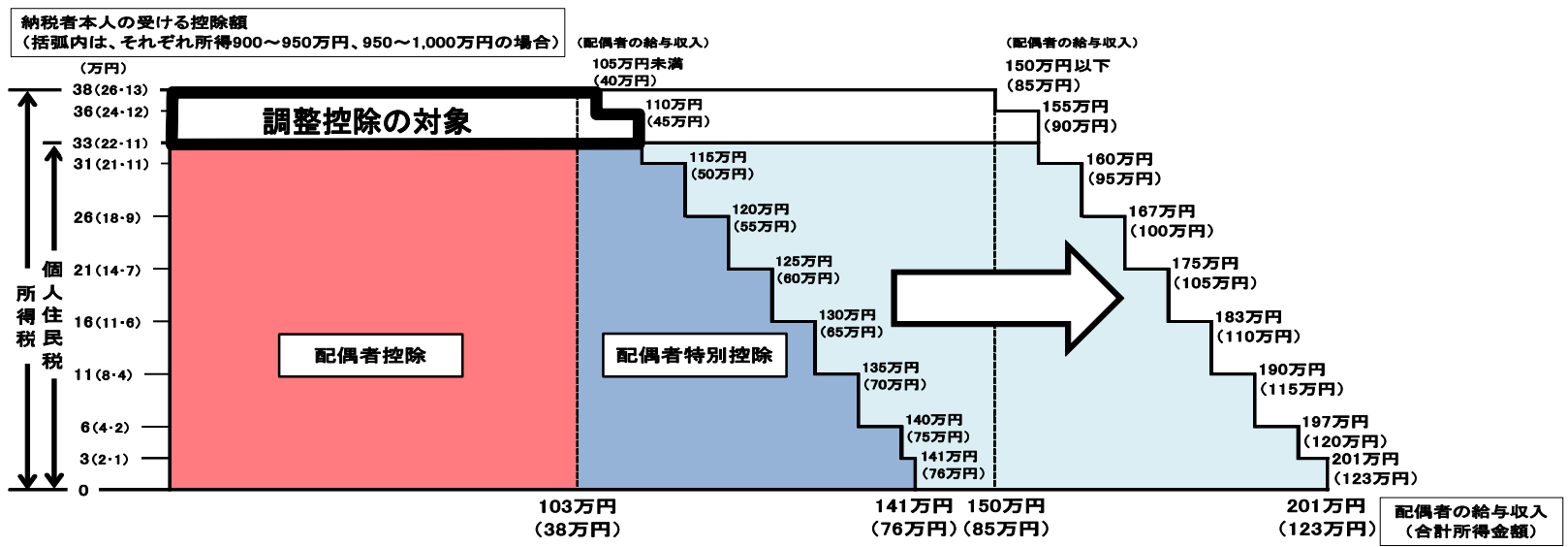
	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)
納税者本人の給与収入 (合計所得金額)											
~1,120 (~900)	33	33	33	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,170 (~950)	22	22	22	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,220 (~1,000)	11	11	11	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,120万円(~900万円)の場合、控除額38万円、②1,120~1,170万円(900~950万円)の場合、控除額26万円、③1,170~1,220万円(950~1,000万円)の場合、控除額13万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

注 総務省作成資料より抜粋。

配偶者控除・配偶者特別控除の見直しに伴う調整控除の取扱い

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し後の調整控除の対象イメージ



調整控除の対象となる配偶者控除及び配偶者特別控除における所得税と個人住民税の控除額の差額

配偶者の給与収入 納税者本人の 給与収入 (合計所得金額)	配偶者控除 (控除対象配偶者の場合)		配偶者特別控除	
	～103万円(～38万円) 【現行】所:38万円、住:33万円	103～105万円(38～40万円) 【現行】所:38万円、住:33万円	105～110万円(40～45万円) 【現行】所:36万円、住:33万円	110万円～(45万円～)
～1,120万円 (～900万円) ※ 控除額通減なし	控除差 5万円	控除差 5万円	現行の配偶者特別控除の 控除差 3万円	適用なし
1,120～1,170万円 (900～950万円) ※ 控除額2/3	控除差 4万円	控除差 4万円	現行の配偶者特別控除×2/3の 控除差 2万円	適用なし
1,170万円～1,220万円 (950～1,000万円) ※ 控除額1/3	控除差 2万円	控除差 2万円	現行の配偶者特別控除×1/3の 控除差 1万円	適用なし

※ 給与収入1,220万円超(合計所得金額1,000万円超)の納税者には、配偶者控除が適用されなくなるため、調整控除を適用しないこととする。

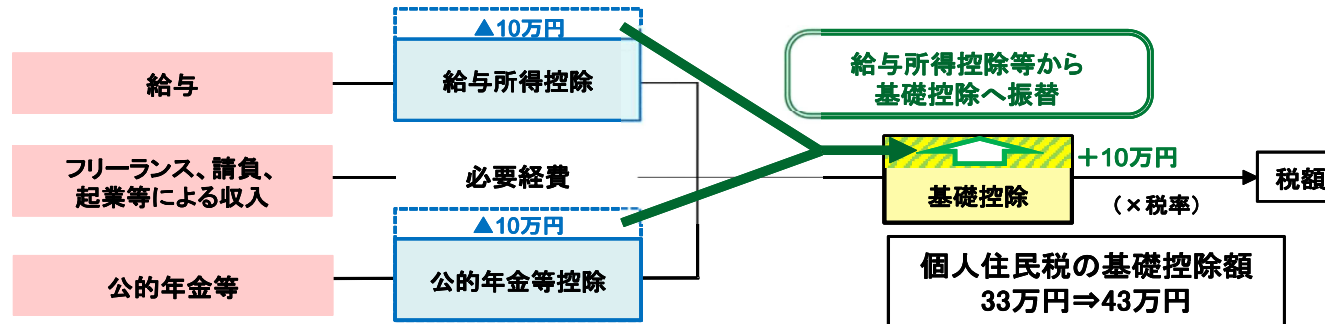
注 総務省作成資料より抜粋。

個人所得課税の見直し（平成30年度税制改正）

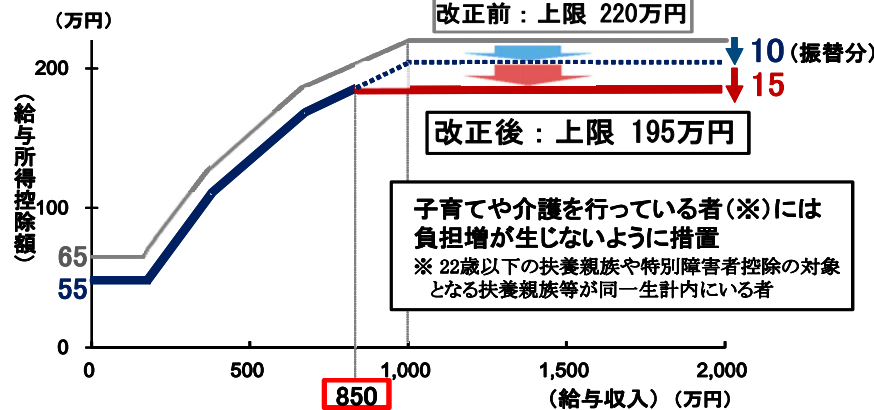
〔令和3年度分以後の
個人住民税について適用〕

- 働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行う。

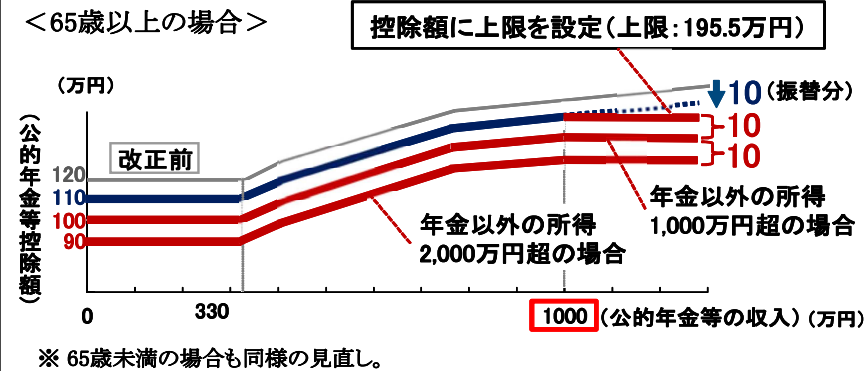
給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替



給与所得控除の見直し



公的年金等控除の見直し



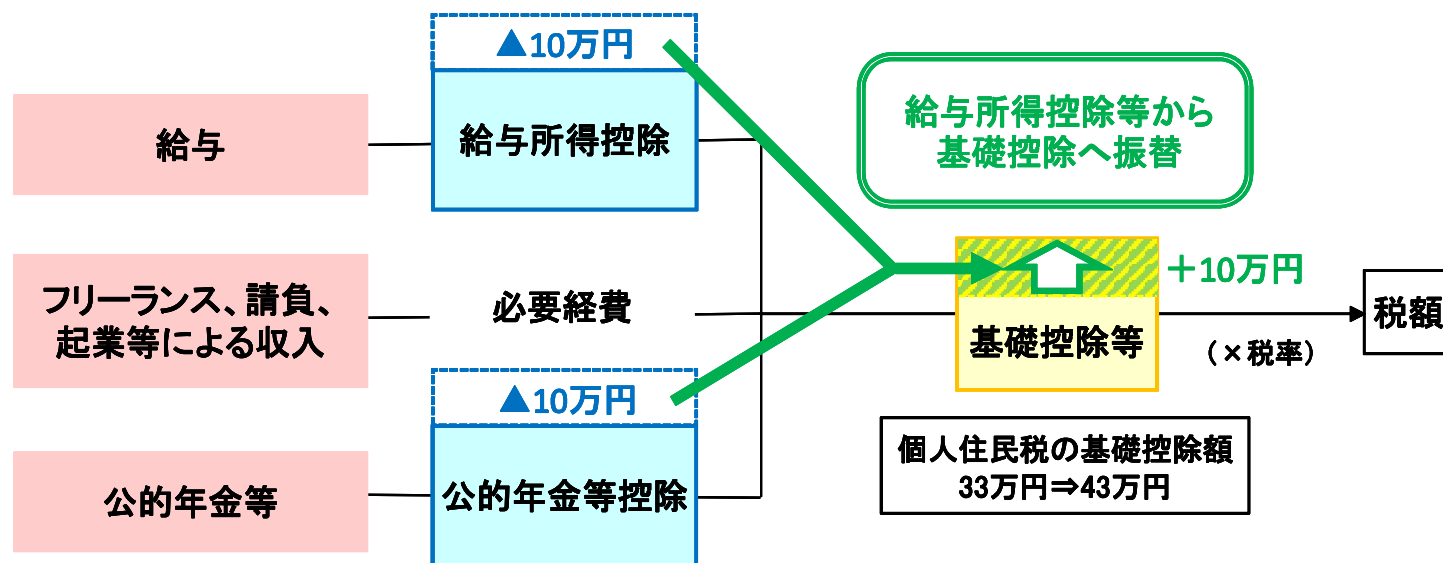
基礎控除の見直し

- 基礎控除について、合計所得金額2,400万円超から控除額が逡減、2,500万円超から消失する仕組みを設ける。

※「給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替」に伴い、合計所得金額を基準としている配偶者控除における配偶者の所得要件や非課税限度額における基準額等について、給与収入換算で要件等が変わらないよう所要の整備を行う。

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替（平成30年度税制改正）

- 我が国の個人所得課税は、多様な働き方の拡大を想定しているとは言い難く、働き方や収入の稼得方法により所得計算が大きく異なる仕組みとなっている。
- 給与所得控除・公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替えることにより、フリーランスや起業、在宅で仕事を請け負う子育て中の女性など、様々な形で働く人をあまねく応援することができ、働き方改革の後押しになる。



<所得金額調整控除> 給与所得と年金所得の双方を有する者について、片方に係る控除のみが減額されるよう措置

【対象者】 前年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額がある所得割の納税義務者で、その合計額が10万円を超えるもの。

【控除額】 給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合には、10万円)及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合には、10万円)の合計額から10万円を控除した残額。

※ 総所得金額の計算において、給与所得の金額から控除。

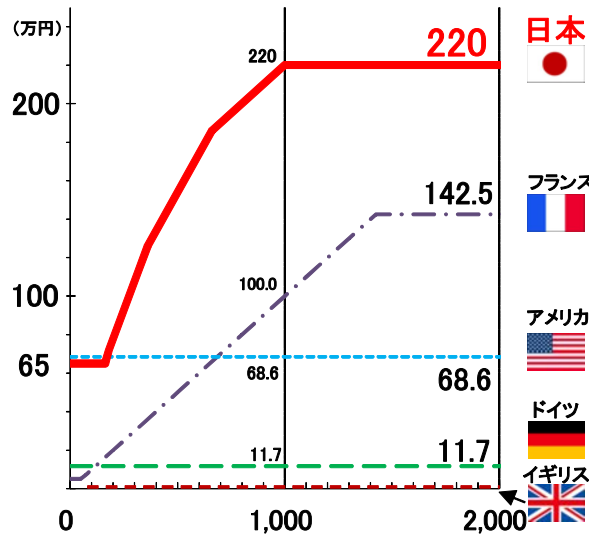
給与所得控除の見直し①（平成30年度税制改正）

- 給与所得控除は、実際の勤務関連経費を大幅に上回る水準。諸外国の水準と比べても圧倒的に高い。
- 「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、近年、上限を引き下げてきたところ。
(給与1,500万円→1,200万円→1,000万円)

(参考)平成26年度与党税制改正大綱(抄)

給与所得控除については、税制抜本改革法において、そのあり方について検討することとされている。現行の水準は、所得税の課税ベースを大きく浸食しており、実際の給与所得者の勤務関連支出に比しても、また、主要国の概算控除額との比較においても過大となっていることから、中長期的には主要国並みの控除水準とすべく、漸次適正化のための見直しが必要である。

給与所得控除の国際比較



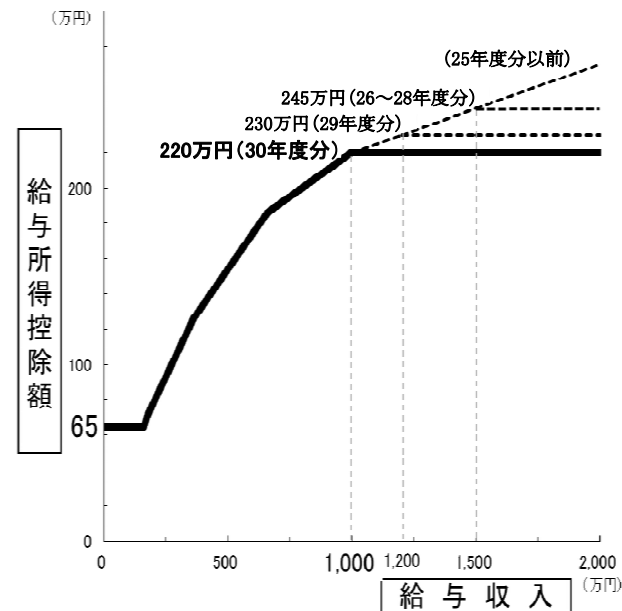
社員の経費

「家計支出」のうち、社員の勤務関連経費と考えられる支出品目を幅広く抜き出し、計算

	世帯年収	社員の勤務関連経費 (注)
平均	632万円	25.2万円
年収5分位最上位平均 (903万円以上)	1,030万円	39.8万円

(注)衣料品、身の回り品、理容・洗濯、文具、新聞・書籍、こづかい、つきあい費(家計調査調べ)

これまでの見直し



注 総務省資料より抜粋。

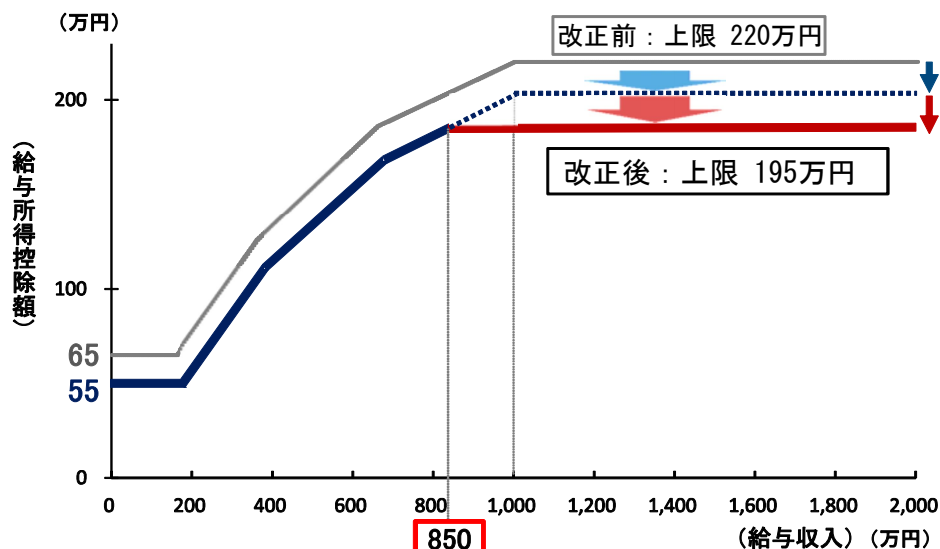
給与所得控除の見直し②（平成30年度税制改正）

○ これまでの方針に沿って、控除額が頭打ちとなる給与収入を850万円超に引き下げるが、子育て世帯（注1）、介護世帯（注2）には負担増が生じないよう措置を講ずる。

⇒ 前回の適正化（1,500万円→1,000万円）同様、96%の方には負担増なし。

（注1）23歳未満の扶養親族を有する者

（注2）特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等（いわゆる「介護」を受けている者以外の特別障害者を含む）



＜給与所得控除の見直し＞

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	その収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	その収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	その収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

＜所得金額調整控除＞子育て世帯、介護世帯には負担増が生じないよう措置

【対象者】 前年の給与等の収入金額が850万円を超える所得割の納税義務者で、以下に該当するもの。

- ・ 年齢23歳未満の扶養親族を有するもの
- ・ 特別障害者に該当するもの
- ・ 特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有するもの

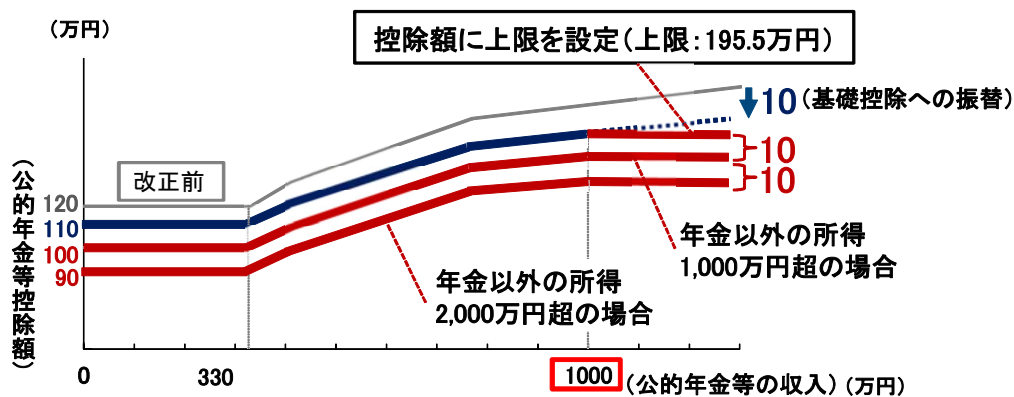
【控除額】 給与収入金額（1,000万円を超える場合は、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額。

※ 総所得金額の計算において、給与所得の金額から控除。

公的年金等控除の見直し（平成30年度税制改正）

- 公的年金等控除は、年金以外の所得がいくら高くても、年金のみで暮らす者と同じ控除が受けられる制度。
- 公的年金等控除について、
 - ① 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限を設ける。
 - ② 年金以外に特に高額な副収入(1,000万円超:0.5%)がある年金受給者の控除額を引き下げる。

<65歳以上の場合>



(注) 65歳未満の場合、最低保障額(現行70万円)は、

- ・基礎控除への振替により60万円、
- ・年金以外の所得1,000万円超の場合は50万円、
- ・年金以外の所得2,000万円超の場合は40万円となる。

<公的年金等控除の見直し>

次の定額控除の額及び定率控除の額の合計額(その合計額が最低保障額に満たない場合には、最低保障額)

- ・定額控除 40万円(30万円)〈20万円〉
- ・定率控除【50万円控除後の公的年金等の収入金額】

360万円以下の部分	25%
360万円超720万円以下の部分	15%
720万円超950万円以下の部分	5%
- ・最低保障額

65歳未満	60万円(50万円)〈40万円〉
65歳以上	110万円(100万円)〈90万円〉

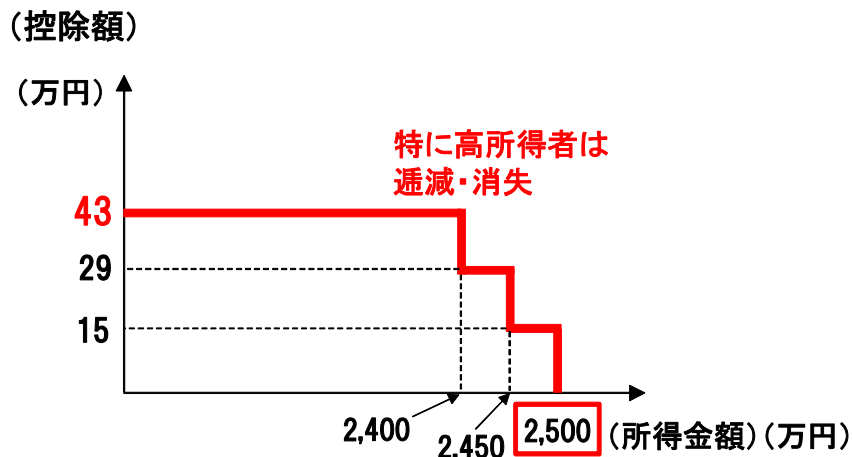
※()内の金額は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下である場合であり、〈 〉内の金額は、2,000万円超である場合である。

基礎控除の見直し（平成30年度税制改正）

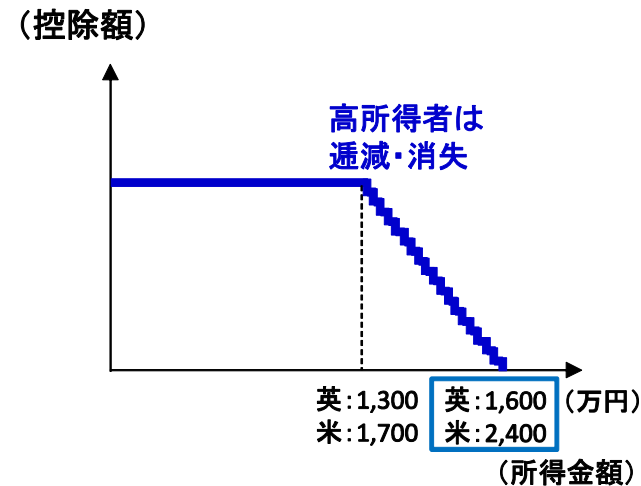
- 生活に十分余裕のある高所得者には措置する必要はないという考えに基づき、特に高額所得がある者に限って控除を逡減・消失させる。（英・米も同様の仕組み）

前年の所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

見直し



英・米の人的控除



※ 独・仏の人的控除も、高所得者の税負担の軽減額が過大とならないような仕組み

調整控除の見直し

- 前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除が消失することに伴い、調整控除を適用しないこととする。

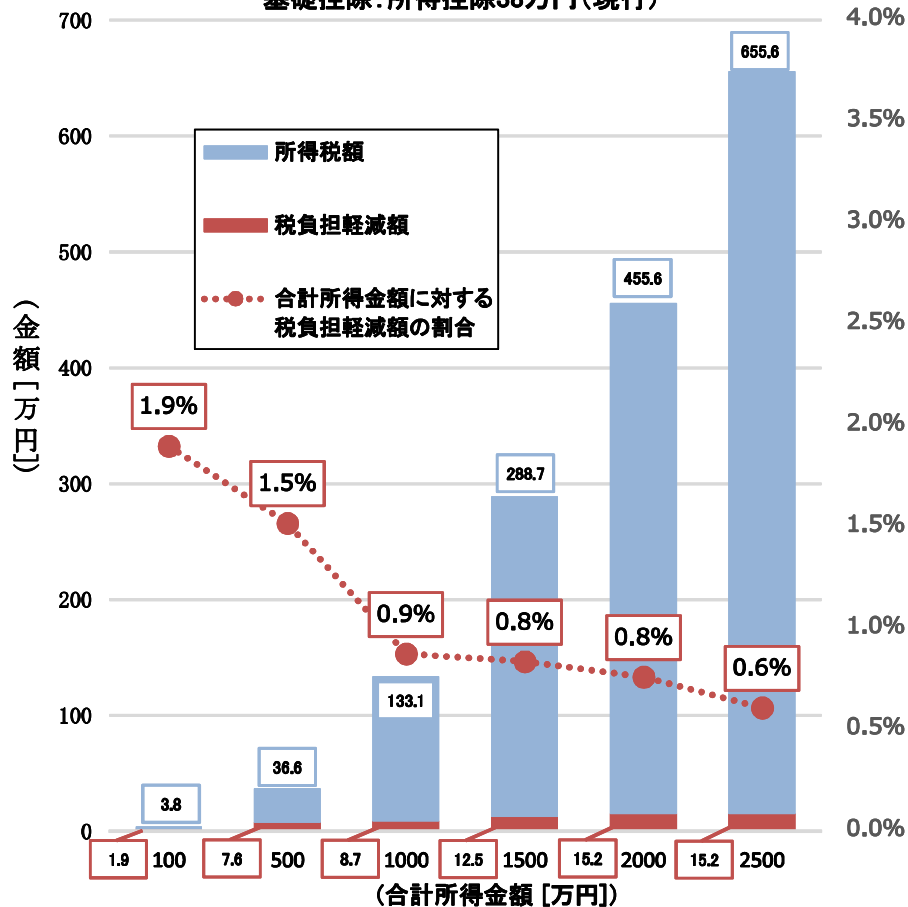
注 総務省資料より作成。

所得控除方式と税額控除方式の比較

- 所得控除方式の場合、高所得者ほど控除による税負担軽減額は大きくなるが、合計所得金額に占める税負担軽減額の割合は、高所得者ほど減少する。
- 税額控除方式の場合、所得金額にかかわらず税負担軽減額は一定であり、合計所得金額に占める税負担軽減額の割合は、所得控除方式と同様、高所得者ほど減少する。

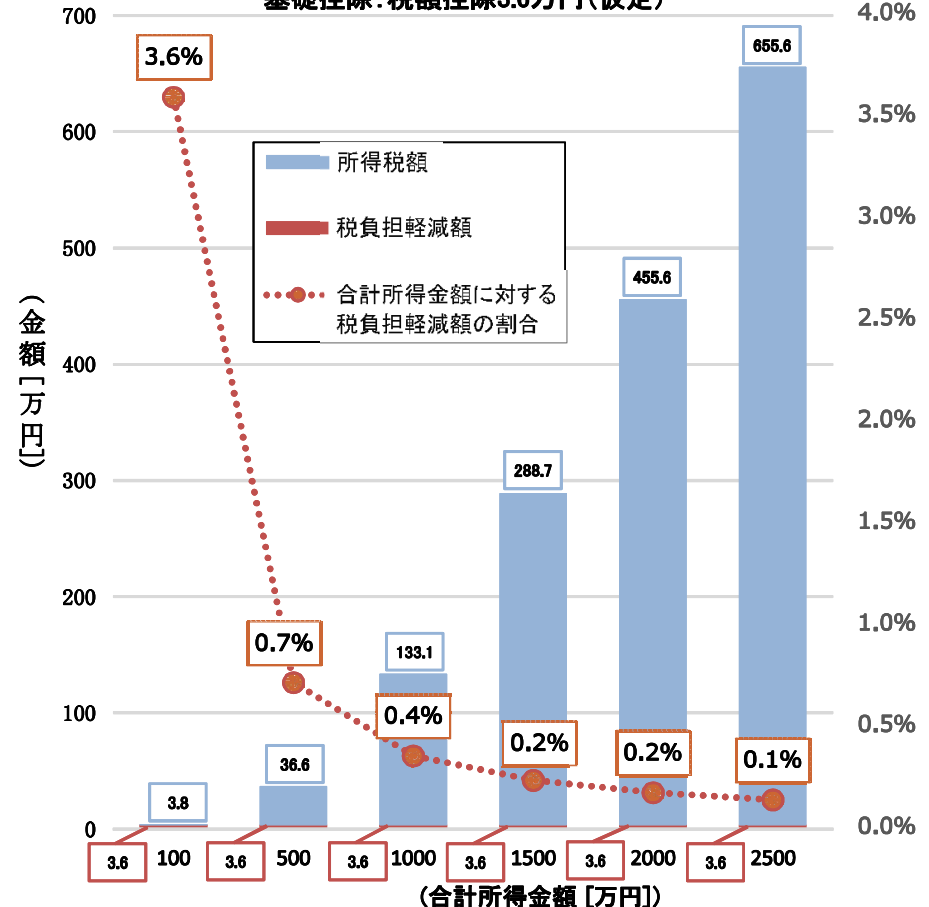
所得控除方式(現行)

基礎控除: 所得控除38万円(現行)



税額控除方式

基礎控除: 税額控除3.6万円(仮定)

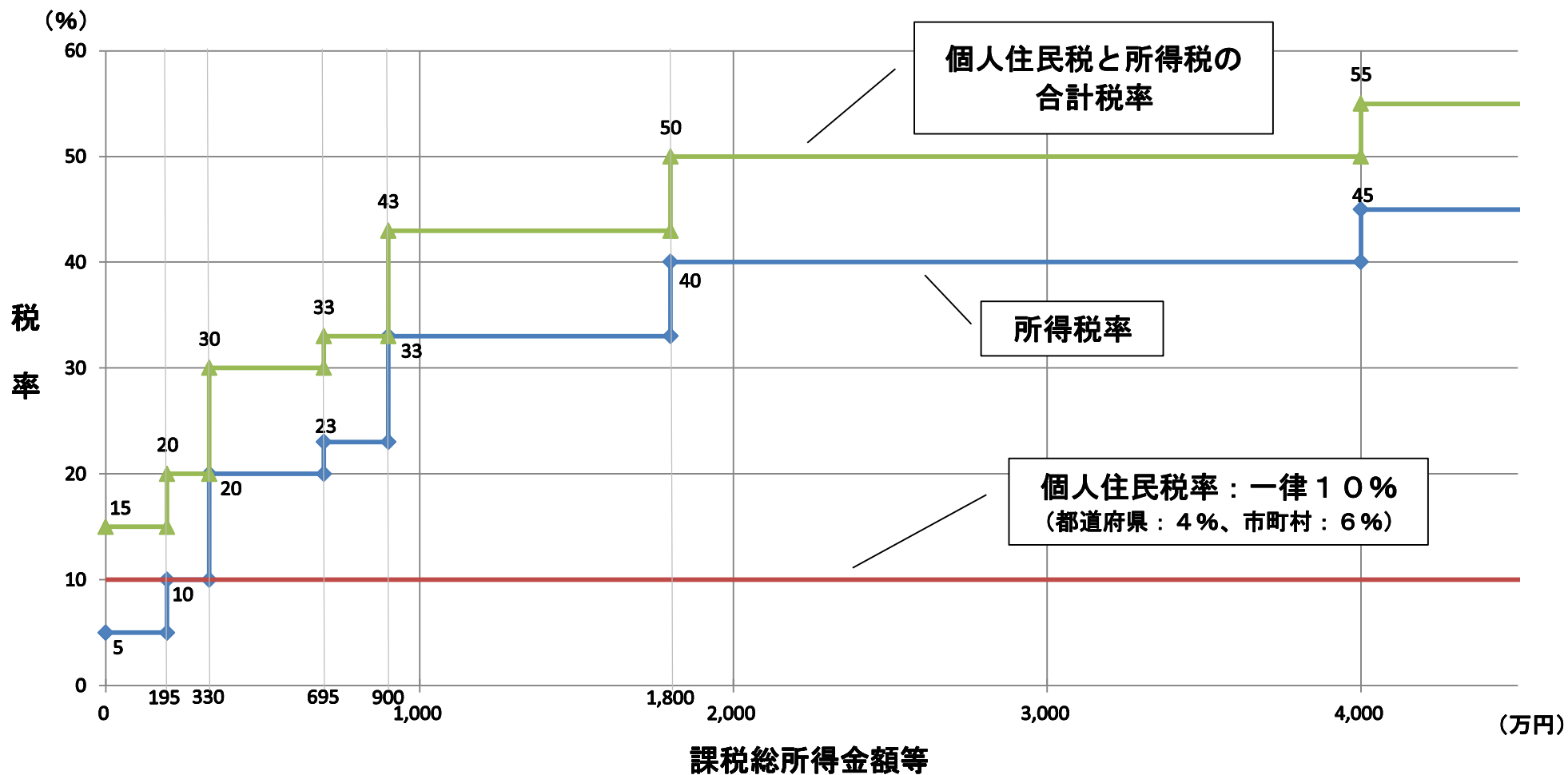


注1 単身世帯の場合。

注2 給与収入に換算すると、[合計所得金額:給与収入]はそれぞれ[100万:166.7万]、[500万:688.9万]、[1000万:1220万]、[1500万:1720万]、[2000万:2220万]、[2500万:2720万]となる。

注3 政府税制調査会資料(平成29年10月23日)より抜粋。

個人住民税（所得割）、所得税の税率構造



注 総務省ホームページ「個人住民税の概要」をもとに作成。

個人住民税の非課税の範囲

区分	概要						
<p>均等割と所得割がともに非課税とされる者 (地方税法第24条の5①、295条①)</p>	<p>①生活保護法の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>②障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円(※1)以下の者 (退職所得に対する分離課税に係る所得割を除く。)</p> <p>※1 平成30年度税制改正における給与所得控除等から基礎控除への振替(10万円)に伴い、令和3年度分以後の個人住民税から非課税措置の合計所得金額要件が125万円から135万円となる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">対象の追加(平成31年度税制改正) (令和3年度分以後の個人住民税について適用)</p> <p>児童扶養手当の支給を受けている児童(※2)の父又は母のうち、現に婚姻(※3)をしていない者又は配偶者(※3)の生死の明らかでない者 (前年の合計所得金額が135万円(※1)(給与収入204万円)を超える場合を除く)</p> <p>※2 父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるもの。 ※3 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。</p> </div>						
<p>均等割が非課税とされる者 (均等割の非課税限度額) (地方税法第24条の5③、295条③、地方税法施行令第47条の3)</p>	<p>・均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の者</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="margin-right: 10px;">一定の基準 =</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">35万円</td> <td style="padding: 5px;">生活保護基準の 級地区分の1級地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">31.5万円</td> <td style="padding: 5px;">" 2級地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">28万円</td> <td style="padding: 5px;">" 3級地</td> </tr> </table> <div style="margin: 0 10px;">×</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">{</div> <div style="text-align: center; padding: 0 5px;"> <p>本人</p> <p>同一生計配偶者</p> <p>及び扶養親族の合計数</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin-left: 5px;">}</div> </div> <div style="margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>21万円</p> <p>18.9万円</p> <p>16.8万円</p> </div> </div>	35万円	生活保護基準の 級地区分の1級地	31.5万円	" 2級地	28万円	" 3級地
35万円	生活保護基準の 級地区分の1級地						
31.5万円	" 2級地						
28万円	" 3級地						
<p>所得割が非課税とされる者 (所得割の非課税限度額) (地方税法附則第3条の3①、④)</p>	<p>・所得割を課すべき者のうち、前年の総所得金額等の金額が以下の金額以下の者</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="margin-right: 10px;">35万円</div> <div style="margin-right: 10px;">×</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">{</div> <div style="text-align: center; padding: 0 5px;"> <p>本人</p> <p>同一生計配偶者</p> <p>及び扶養親族の合計数</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin-left: 5px;">}</div> </div> <div style="margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>32万円</p> </div> </div>						

注1 総務省資料より作成。

注2 点線内の金額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する金額である。

個人住民税の課税最低限と非課税限度額

＜令和2年度分までの個人住民税、平成31年(令和元年)分までの所得税＞

(単位:千円)

給与所得者					公的年金等受給者					
	均等割	所得割		(参考)所得税			均等割	所得割		(参考)所得税
	非課税限度額	非課税限度額	課税最低限	課税最低限			非課税限度額	非課税限度額	課税最低限	課税最低限
独身	1,000	1,000	1,152	1,211	独身	65歳以上	1,550	1,550	1,579	1,634
						65歳未満	1,050	1,050	1,079	1,134
夫婦	1,560	1,700	1,541	1,688	夫婦	65歳以上	2,110	2,220	1,971	2,081
						65歳未満	1,713	1,860	1,528	1,674
夫婦子1人	2,057	2,214	2,127	2,400						
夫婦子2人	2,557	2,714	2,945	3,545						

注1 「地方税関係資料ハンドブック」(一般財団法人 地方財務協会)より作成。

2 均等割の非課税限度額は生活保護基準の級地区分ごとに異なり、本表では1級地の場合を記載している。

3 所得割については、課税最低限又は非課税限度額のうち、大きい方(網掛け)が適用となる。

4 夫婦子1人の場合は、子は一般扶養控除の対象に該当し、夫婦子2人の場合は子のうち1人が一般扶養控除、1人が特定扶養控除の対象に該当するものとしている。

平成29年度東京都税制調査会答申（個人住民税に関する部分抜粋）

Ⅱ 税制改革の方向性

1 個人所得課税

(1) 個人所得課税の改革の方向性

（社会経済の変化に対応した個人所得課税）

- ・ 人口構造や社会経済が大きく変化する中で、世代間及び世代内における所得格差の拡大が我が国の大きな課題となっている。こうした格差拡大の解消に向けて、若年層・低所得層の生活基盤を確保する観点から、個人所得課税の見直しを検討していくべきである。個人所得課税のあり方について検討する上では、特に「公平な制度の構築」、「公平な負担の実現」という視点が不可欠であり、納税者間の負担の公平感を高める方向での改革が求められる。
- ・ 少子・高齢化、人口減少社会においても我が国が持続的な成長を続けていくには、誰もが希望と活力を持って活躍できる社会を実現しなければならない。生活と仕事の調和に向けて働き方の見直しを進めるとともに、子育て支援や社会保障の基盤を強化していく必要がある。子育てや医療、介護の環境整備において地方自治体が果たす役割はますます大きくなっており、それを支える自主財源として地方税の充実を図っていくべきであり、個人住民税は重要な税源の一つである。
- ・ 個人住民税の充実に当たっては、公平な税負担と財源の安定的な確保に向けて「広く薄く」課税を行う趣旨から、税率の引上げよりも控除制度の見直し等による課税ベースの拡大が優先されるべきである。

(2) 控除制度の見直し

（控除制度の整理・再編）

（中略）

- ・ 所得課税においては、高所得者ほど控除額が大きくなる現行の所得控除を再編するとともに税額控除を積極的に導入するべきである。その際、個人住民税については、地域社会の会費的な性格を有することを踏まえ、財源の確保とともに納税義務者の減少を招かないよう留意が必要である。また、個人住民税における課税・非課税の別や所得金額等が社会保障制度等の適用基準に用いられており、こうした制度への影響も考慮する必要がある。
- ・ いわゆる税制抜本改革法では、「年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。」とされている。世代間格差と高齢者の世代内格差を踏まえ、公的年金等控除をはじめとする年金課税のあり方について、今後、検討する必要がある。
- ・ 遺族年金については、所得税及び個人住民税が非課税とされていることから、特に高齢者間で不公平が生じている場合があるため、高齢の遺族年金の支給対象者に対する課税の取扱いを検討するべきではないかとの意見があった。
- ・ そのほか、現在ある所得控除については、時代の変化に応じて必要性の見直しを行うべきであり、例えば長期貯蓄の奨励や相互扶助による生活の安定を図るために設けられた制度である生命保険料控除については、地方税である個人住民税に適用する必要性について以前から疑問視する意見があった。

平成31年度与党税制改正大綱（個人所得課税改革に関する部分抜粋）

平成30年12月14日
自由民主党
公明党

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

5 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討

(1) 個人所得課税のあり方

① 今後の個人所得課税改革の基本的方向性

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、近年、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきた。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針を踏まえ、経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除のあり方等を検討する。また、適正な記帳の確保に向けた方策を講じつつ、事業所得等の適正な申告に向けた取組みを進める。

② 老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度のあり方

老後の生活など各種のリスクに備える資産形成については、企業年金、個人年金等の年金税制、貯蓄・投資、保険等の金融税制が段階的に整備・拡充されてきたが、働き方の多様化が進展する中で、働き方の違い等によって税制による支援が異なること、各制度それぞれで非課税枠の限度額管理が行われていることといった課題がある。また、「人生100年時代」に向けて、全世代型社会保障制度の構築が進められていく中、税制においても、どのようなライフコースを歩んだ場合でも老後に備える資産形成について公平に税制の適用を受けられることができる制度のあり方を考えることが必要である。こうした認識の下、関係する諸制度について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から、諸外国の制度も参考に、包括的な見直しを進める。

その際には、拠出・運用・給付の各段階を通じた課税のあり方について、公平な税負担の確保等の観点から検討する必要がある。また、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについて、働き方やライフコースの多様化を踏まえた検討が必要である。

あわせて、金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

NISAについては、その政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討する。

③ 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。